

私たちの消費生活が より安全・安心になります！

消費生活用製品安全法の改正について



～製品事故を防止して、安全・安心な生活を～

パロマ工業製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、国は製品事故情報を収集・公表し、消費者の安全・安心を目指します。

平成19年
経済産業省

★本パンフレットに関することや消費生活用製品安全法についてはこちらをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

★お問い合わせ先／経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

住所：東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-4707

e-mail: qqjcbbe@meti.go.jp